



登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条の2第1項第3号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関等の名称  
株式会社PCT（東京都千代田区丸の内1-8-3）
- 2 登録、失効等の事由の別  
法人の名称の変更  
変更前 株式会社PCT  
変更後 株式会社BREXA PCT  
事務所の名称の変更  
変更前 株式会社PCT 栃木教習所  
変更後 株式会社BREXA PCT 栃木教習所
- 3 代表者の氏名  
変更前 足立 真哉  
変更後 吉村 真悟
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等  
事務所の名称  
株式会社PCT 栃木教習所  
所在地  
栃木県下都賀郡壬生町3462
- 5 行うことができる技能講習  
栃基登第156号 床上操作式クレーン運転技能講習  
栃基登第157号 小型移動式クレーン運転技能講習  
栃基登第158号 玉掛け技能講習  
栃基登第159号 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習  
栃基登第160号 車両系建設機械（解体用）運転技能講習  
栃基登第161号 不整地運搬車運転技能講習  
栃基登第163号 フォークリフト運転技能講習  
栃基登第164号 高所作業車運転技能講習  
栃基登第184号 ガス溶接技能講習
- 6 登録、失効等の事由の発生日  
令和8年1月1日

栃木労働局長

